

事業者排出量削減計画書 **新規・変更**

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町2番地					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	日本通運株式会社京都支店 支店長 田淵 秀明					
事業者の主たる業種	運輸業					
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年4月 ～ 平成23年3月					
基本方針	1. 地球規模の環境問題・都市公害の改善に努める。 2. 省資源・循環型社会の構築に努める。 3. 教育・啓発活動に努める。					
推進体制	本社に環境問題担当役員を設置、京都支店総務課を環境保全責任課として明確にし、従業員に環境保全の重要性を徹底する。					
	環境マネジメントシステム名称	別紙①参照				
	適用範囲					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日					
	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	平成20年度	京都支店営業所	新規車両設備時の環境対応車両（CNG車）1台導入			
	平成20～22年度	全営業所	グリーン購入の推進により、環境負荷の少ない商品を選択			
温室効果ガスの排出量等	平成20～22年度	全営業所	デジタコ導入による省エネ運転の随時指導、燃費の向上に努める			
	排出区分	基準年度（実績） （平成19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （平成22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	1,634 t	1,585 t	-3.0 %		
	B 輸送車両排出区分	6,994 t	6,784 t	-3.0 %		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 8,628 t	*2 8,369 t	-3.0 %		
目標設定の考え方	平成20年度に営業倉庫1棟増設（4月稼働）。環境対応車両の導入、倉庫の使用機器の省エネルギー化を進め、温室効果ガス排出量の削減。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	倉庫	二酸化炭素換算 延床面積（千㎡）	3.036 t	2.945 t	-3.0 %	
	営業車	二酸化炭素換算 輸送数量（千t）	5.294 t	5.136 t	-3.0 %	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	倉庫は延床面積、営業車両は輸送数量を原単位に、3%の改善を目指す。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	㎡	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3 t			
差引排出量 （排出合計－削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
	*1	8,628 t	*2 - *3 8369 t	-3 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「チーム・マイナス6%」への応援キャンペーンに協賛					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 不要照明の消灯。 空調の適温化（冷房28度程度、暖房20度程度） 運転方法（急発進、急加速、アイドリングストップ等、エコドライブについての教育・指導の実施 					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。